

広情個審第59号
令和7年10月8日

広島市長 松井 一實 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会
会長 田邊 誠

公文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

令和6年11月12日付け広市活第139号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第387号事案）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

令和6年11月12日付け広市活第139号の諮問事案（諮問第387号事案）

令和6年6月10日付け公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が、同月24日付け広島市指令市活第20号で行った公文書部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）に対する同年8月14日付け審査請求

1 審査会の結論

実施機関が、本件開示請求に対して行った本件部分開示決定は妥当である。

2 審査請求の内容

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求書等における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

本件部分開示決定を取り消し、不開示とされた部分のうち「メールのタイトル及び内容」の開示を求める（令和6年9月24日付けの請求人の反論書による。）。

(2) 審査請求の理由

ア 実施機関が不開示とした当該文書の「メールのタイトル及び内容」は、公共の安全や秩序の維持、行政機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当すると思われず、不開示とすべき理由はなく、実施機関は条例の適用を誤っていると考える。

イ 令和6年6月24日付け広島市指令市活第22号、同第24号により請求人に対してした「・RE：平和記念式典にロシア国を招待する広島市の考え方について」及び「・【広島市】平和記念式典へのロシア及びベラルーシの招待についての見解の確認・RE：【広島市】平和記念式典へのロシア及びベラルーシの招待についての見解の確認」の公文書部分開示では、職員の連絡先以外のメールの内容が開示されており、イスラエル招待に関するメールの内容も同様に開示して問題ないと思われる。よって、不開示とすべき理由はなく、実施機関は条例の適用を誤っていると考える。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の説明書における主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 「メールのタイトル及び内容」については、その内容が、イスラエル大統領宛招待状についての外務省と広島市との意見の交換に関するものであって、外務省において、公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあるとともに、外務省と広島市との間の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため、また、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とされている情報であることから、条例第7条第6号に定める「市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。」に該当すると判断し、不開示としたものである。
- (2) 本件審査請求において、請求人は、令和6年6月24日付け広島市指令市活第22号及び同第24号の公文書部分開示決定において、ロシアの招待に関する外務省と広島市のメールの内容が開示されていることを理由に、本件部分開示決定は条例の適用を誤っているとして、イスラエルの招待に関する外務省と広島市とのメールの内容も開示するよう求めている。
- (3) 公文書の開示又は不開示等の決定は、メールの内容であることを理由として当然に開示決定するものではなく、公文書に記録されている情報について個別に判断するものである。本件部分開示決定は、上記のとおり、メールの内容がイスラエル大統領宛招待状についての外務省と広島市との意見の交換に関する記述であって、外務省において不開示とされている情報であることから、条例第7条第6号に該当すると判断し、不開示とするものであるため、条例の適用を誤っているという指摘には当たらない。

4 審査会の判断理由

当審査会は、必要な調査を行い、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）（以下「条例」という。）に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

(1) 条例第1条及び第3条の規定について

条例第1条は、「この条例は、市民の知る権利を尊重し、市民に公文書の開示を求める権利を保障する等市政に関する情報の公開について必要な事項を定めることにより、市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政参加を助長し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した市政を推進することを目的とする。」と定め、条例第3条は、「実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の開示を求める権利を十分に尊重するとともに、個人に関する情報をみだりに公にすることのないよう最大限の配慮をしなければならない。」としている。

(2) 条例第7条第6号の規定について

条例第7条柱書は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」と規定し、同条第6号は、不開示情報として、「市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、（中略）その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定している。

(3) 本件部分開示決定における不開示情報について

当審査会が見分したところ、本件部分開示決定により開示した公文書は、実施機関職員と外務省職員との間で送受信された電子メールであり、開示しないこととした情報は、外務省職員の氏名・職位・電子メールアドレス、外務省の電話番号・勤務時間並びに当該電子メールの件名及び本文の一部であるところ、請求人は、不開示とした部分のうち当該電子メールの件名及び本文の一部（以下「本件不開示部分」という。）の開示を求めていることから、本件不開示部分の不開示事由該当性について検討する。

(4) 条例第7条第6号該当性について

ア 当審査会が見分したところ、本件不開示部分には、イスラエル大統領宛の平和記念式典への招待状の取扱いに関して、実施機関職員と外務省職員との間で行われた意見交換に係る内容が記載されている。

イ 本件不開示部分について、実施機関が外務省に確認した結果、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると判断されたものであり、実施機関が外務省の判断を尊重することには一定の合理性がある。

ウ また、外務省において不開示とされたものを実施機関において開示することにより、外務省との信頼関係が損なわれることで外務省と実施機関との間の率直な意見交換が不当に損なわれ、平和記念式典という数多くの国を招待する事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、実施機関における事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が判断したことにも合理性がある。

エ したがって、当該情報を条例第7条第6号により不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(5) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
R 6. 1 1. 1 2	広市活第 1 3 9 号の諮問を受理（諮問第 3 8 7 号で受理）
R 7. 6. 1 2 (第 1 回審査会)	第 1 部会で審議
R 7. 7. 1 0 (第 2 回審査会)	第 1 部会で審議
R 7. 8. 1 4 (第 3 回審査会)	第 1 部会で審議
R 7. 9. 1 1 (第 4 回審査会)	第 1 部会で審議

参考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
神 野 礼 斉	広島大学大学院教授
田 邊 誠 (部会長)	広島大学名誉教授
濱 野 滝 衣	弁護士